

2. 用語の解説

募集株式等: 募集株式等とは以下のことをいいます。

- ① 募集株式(会社法第199条第1項に規定する株式の発行又自己株式の処分により割り当てられる株式)
- ② 募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する新株予約権の発行(募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当を含む。)により割り当てられる新株予約権及び新株予約権付社債)

ストックオプションとしての新株予約権:

上場前公募等規則第20条第1項に規定する、申請会社が当該会社(その子会社を含む。)の役員又は従業員に報酬として割り当てる新株予約権をいいます。

制限期間: 直前事業年度の末日の1年前の日から、上場日の前日までの期間をいいます。

開示対象期間: 直前事業年度の末日の2年前の日から、上場日の前日までの期間をいいます。

特別利害関係者等: 16頁に記載の「特別利害関係者等」をいいます。

【制限期間及び開示対象期間】

